



edward lipsett • stephen carter • chris ryal

アート作品の使用に関する契約書

本契約は、_____（「作者」）と株式会社インターカム（「出版社」）との間で、次の作者のアート作品（「作品」）の使用に関し締結されるものである：

- (i) アート作品を、(本名) の(表紙／挿し絵／その他) の絵として使用。
- (ii) (くり返し)

1. 作者は、出版社に対し、作品を、出版社の書籍及び関連する広告と販売促進資材に、永久的かつ世界的に使用する非独占的権利を許諾するものとする。
2. 作者は、出版社に対し、作品並びに作品の販売促進及び広告宣伝につき、出版社が作者の指定する氏名を、出版社の裁量において使用する権利を許諾する。
3. 作品に関する権利は、全て作者に帰属する。当該権利には、ポスター、印刷物、その他の展示に使用する権利を含むがその限りではない。但し、条項 1 で規定する権利についてはこれを除く。
4. 作品の使用に関する対価として_____円が、作品の受理後 60 日以内に支払われる。作者は、作品を掲載する出版物の一般発売後速やかに、紙装丁版を 2 冊、ハードカバー版を 2 冊、無料支給されるものとする。
5. 作者の氏名は、裏表紙、又は作品が使用される場所の近くに、はっきりと記載されるものとする。
6. 作者は、出版社に対し、300-DPI（最小）グラフィックファイル（TIF 形式若しくは最高解像度の JPG 画像）を、FTP サーバー転送、CD-ROM、MO ディスク又はその他の両者が同意した納品方法により作品を納品するものとする。
7. 作者は以下の内容を保証する：
 - (i) 作品に名誉毀損、剽窃、プライバシーの侵害又は事実の不当表示がないこと
 - (ii) 作品がいかなる著作権や財産も侵害せず、名誉毀損とされる内容を含まないこと
 - (iii) 作品は公有物ではなく、作者は本契約を締結する全権限を持つ唯一の所有者かつ著作権者であること
 - (iv) 作品が一部、全体に関わらず、過去に出版されたことがある場合、作者が現在は作品に関する全著作権を有し、法的に本契約の締結が許されていること
8. 作者は、第三者の著作権又はその他の知的所有権の侵害に関するあらゆる責任につき、出版社を免責するものとする。作者は、出版社による防御するための訴訟に関する費用、弁護士費用その他の手数料を含むあらゆる損失及び損害を、出版社に償還しかつこれらを支払うものとする。
9. 作者若しくは作者が指名した業者が所持する財産又は作者の同意により配送が行われた者に対しては、出版社は、その損失又は損害について、責任を負わない。作者は、原稿（及び関連資料）のコピーを、自身の保護のために保持しておくものとする。
10. いずれの当事者も、本契約の全部又は一部につき、他方当事者の書面による事前の同意なくして第三者に譲渡し、移転し又はその他の方法で処分することはできない。また、作者は、出版社の事前の書面による同意なくしてその作品の著作権の全部又は一部を第三者に譲渡し、移転し又はその他の方法で処分することはできない。
11. 本契約は、作者と出版社の相続人、承継人、遺産管理人及びこれらの譲受人にも拘束力を持つものとし、作者と出版社への言及は、その相続人、承継人、遺産管理人及びこれらの譲受人をも含むものとする。
12. 本契約が履行される場所に関わらず、本契約は、日本国の法律に支配され解釈されるものとする。
13. 本契約当事者は、本契約に関する如何なる訴訟についても、福岡地方裁判所が専属的管轄権を有することに合意する。



14. 上記の条項は、すべての事前の了解事項に優先されるものであり本契約当事者間の唯一かつ完全な同意を構成するものである。本契約は、事前の書面による双方の同意がなければ変更や取り消しはできないものとする。

本契約締結の証として、本契約当事者は、下記の日付で本契約に署名する。

作者

出版社

エドワード・リップセット

代表取締役

株式会社インターカム

日付 _____

日付 _____